

中井町

第三期子ども・子育て支援事業計画

～笑顔で羽ばたく子どもたち～

〈令和7年度～令和11年度〉概要版



里都まち♥なかい

令和7年3月 中井町

1 計画策定の背景と趣旨

我が国の少子化は依然として進行し、子ども・子育て支援が不足していたことから、平成24年8月に成立した子ども・子育て関連3法において、子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保並びにそれに関連する業務の円滑な実施に関する計画の策定が義務付けられました。

本町では、「中井町次世代育成支援地域行動計画」による取り組みの成果を引き継ぎ、新たな計画として、平成27年4月からを第1期とする「中井町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、妊娠、出産期から学童期に至るまでの子育て世帯に対して、切れ目のない支援を展開しました。令和2年3月には、「中井町第二期子ども・子育て支援事業計画(令和2年度～令和6年度)」を策定し、「笑顔で羽ばたく子どもたち」を基本理念として、子育て家庭が孤立することなく、希望を持ち子育てができるようにするための施策・事業を推進してきました。

この間、令和3年12月に「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」が閣議決定され、常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取り組み・政策を我が国社会の真ん中に据えて(「こどもまんなか社会」)、こどもの視点で、こどもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、こどもの権利を保障し、こどもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しすることが示されました。

また、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、令和4年6月に「こども基本法」が成立・公布され、令和5年4月1日の施行に伴い、こども政策の新たな司令塔として、こども家庭庁が創設されることになり、令和5年4月に発足しています。そして、令和5年12月には、こども施策に関する基本的な方針、重要事項を定めた「こども大綱」が閣議決定されています。

そのほか、すべての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関(こども家庭センター)の設置を努力義務化した児童福祉法等の一部改正(令和4年)や、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付「こども誰でも通園制度」の創設等を定めた子ども・子育て支援法等の一部改正(令和6年)が行われています。

さらに、令和5年12月に「こども未来戦略」が策定され、「子育て世帯の家計を応援」、「すべてのこどもと子育てを応援」、「共働き・共育てを応援」する施策が掲げられるなど、こども・子育てを取り巻く環境は日々目まぐるしく変化しています。



2 計画の位置付け

この計画は、子ども・子育て支援法第61条の「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び次世代育成支援対策推進法第8条の「市町村行動計画」として位置付けられます。

また、こどもの貧困解消対策推進法第10条に基づく「こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画」を包含するものです。市町村子ども・子育て支援事業計画は、国の「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」に即して策定するとともに、中井町の独自施策を盛り込んだ計画として策定します。

なお、本計画の策定にあたっては、国や県の子育て支援に関する各種計画のほか、町の最上位計画である「第六次中井町総合計画(平成28年度～令和7年度)」をはじめ、「中井町第4次障がい者計画、第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」等の各種分野別計画との整合性を確保し、調和・連携を図りながら推進するものです。



<< 上位・関連計画との関係 >>



第六次中井町総合計画
 中井町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン及び総合戦略

中井町地域福祉計画・地域福祉活動計画
 (中井町地域福祉総合プラン) ※

- 子ども・子育て支援法
- 次世代育成支援対策推進法
- かながわ子ども・若者みらい計画(仮称)

中井町第三期
 子ども・子育て
 支援事業計画

調和
 ■ ■

中井町第4次障がい者計画、
 第7期障がい福祉計画・
 第3期障がい児福祉計画

■ ■ 調和

その他
 関連個別
 計画

- 中井町健康増進計画・食育推進計画(第2期)
- 中井町国民健康保険データヘルス計画(第2期)・特定健康診査等実施計画(第4期)
- 第9期中井町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 等

3 計画の期間

この計画の計画期間は、国の「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」に基づき、令和7年度から令和11年度までの5か年とします。

ただし、計画期間の中間年度を目安として、社会・経済情勢の変化や本町の子どもと子育て家庭を取り巻く状況やニーズに大きな変化が生じた場合は、必要に応じて計画の見直しを行います。

令和 2年度 (2020)	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 9年度 (2027)	令和 10年度 (2028)	令和 11年度 (2029)
第二期計画					第三期計画				
		中間 見直し		改定			中間 見直し		改定



4 基本理念、基本目標、施策体系

本町では、次世代育成支援地域行動計画から継承してきた「笑顔で 羽ばたく 子どもたち」を基本理念として掲げます。



笑顔で 羽ばたく 子どもたち



子ども・子育て支援の推進にあたっては、すべての子どもに良質な成育環境を保障するため、それぞれの家庭や子どもの状況に応じ、教育・保育を保障するとともに、地域子ども・子育て支援事業の実施等を通じて、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行うことが必要となります。

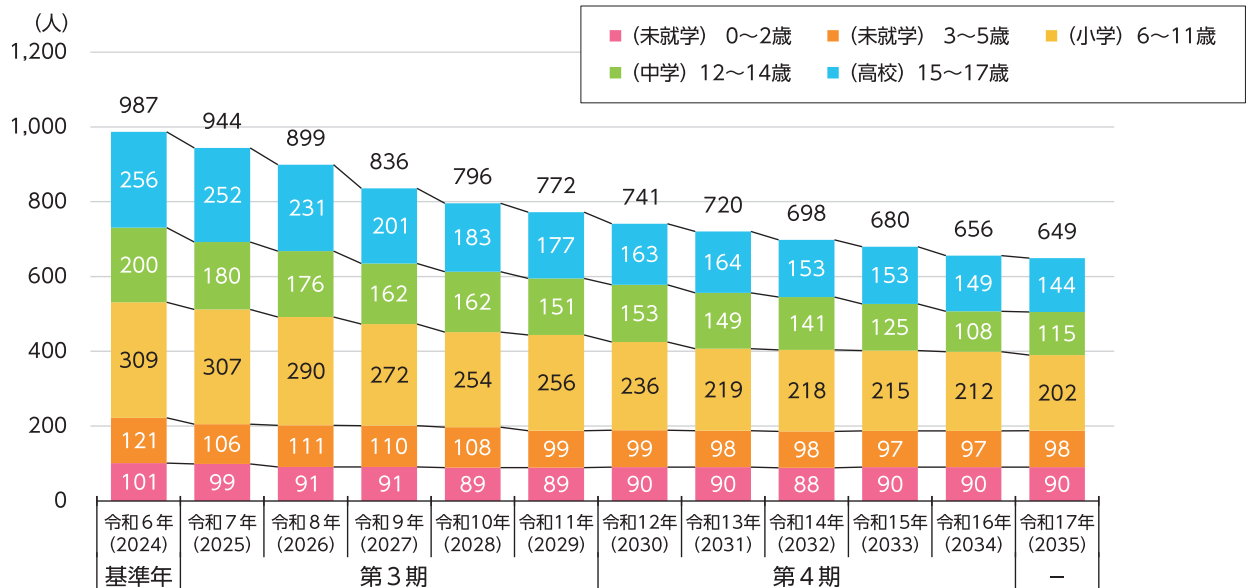
基本理念、基本方向を基調とした計画の基本目標と施策体系は、以下のとおりです。

基本方向		基本目標	基本施策
1	健やかに 育ち育てる 環境づくり	1 地域における子育ての 支援	1 地域における子育て支援サービスの充実
			2 保育サービスの充実
			3 子育て支援のネットワークづくり
			4 児童の健全育成
			5 経済的な支援の仕組みづくり
		2 母性と乳幼児等の 健康の確保及び増進	1 子どもや母親の健康の確保
			2 食育の推進
			3 思春期保健対策の充実
			4 小児医療の充実
			5 不妊に関する相談支援
		3 心身の健やかな成長に 資する教育環境の整備	1 次代の親の育成
			2 子どもの生きる力の育成に向けた学校教育環境等の整備
			3 家庭や地域の教育力の向上
			4 子どもを取り巻く有害環境対策の推進
2	豊潤に 仕事を支える 生活づくり	4 子育てを支援する 生活環境の整備	1 良好な居住環境の確保
			2 豊かなまちづくりの推進等
		5 職業生活と家庭生活との 両立の推進	1 仕事と生活の調和を実現するための働き方の見直し等
			2 仕事と子育ての両立の推進
3	細やかに 守り防ぐ 安心・安全 づくり	6 子どもの安全・安心の 確保	1 子どもの交通安全を確保するための活動の推進
			2 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進
		7 特別な配慮が必要な 子どもへの支援の充実	1 児童虐待防止対策の充実
			2 ひとり親家庭の自立支援の推進
			3 障がい児施策の充実
			4 外国につながる子どもへの支援



5 推計児童人口

本町の将来の児童数について、平成30年から令和6年までの各年4月1日現在の住民基本台帳のデータを基に、コーホート変化率法※にて人口推計を実施しました。各年の年齢別推計児童数は、以下のとおりとなっています。



※コーホート変化率法:各コーホート(同じ年又は同じ時期に生まれた人々の集団)について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

6 教育・保育の量の見込みと確保方策



計画期間における教育・保育の量の見込みと確保方策は、以下のとおり設定します。

(1) 1号認定(教育を希望し認定を受けた3～5歳の就学前の子ども)

(単位:人/年)

			実 績	推 計				
			令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み			38	22	24	23	23	21
② 確保 方策	特定教育・ 保育施設	認定こども園		318	334	330	325	297
	確認を受けない幼稚園			0	0	0	0	0
	合計			318	334	330	325	297
③過不足(②－①)				296	310	307	302	276

(2) 2号認定(保育の必要性の認定を受けた3～5歳の就学前の子ども)

(単位:人/年)

			実 績	推 計				
			令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み		教育の利用希望が強い	83	83	87	87	85	78
		上記以外	0	0	0	0	0	0
② 確保 方策	特定教育・ 保育施設	認定こども園、 認可保育所		83	87	87	85	78
	認可外保育施設			0	0	0	0	0
	合計			83	83	83	83	83
③ 過不足 (②－①)				0	0	0	0	0

(3) 3号認定(保育の必要性の認定を受けた3歳未満の就学前の子ども)

【0歳】

(単位:人/年)

			実 績	推 計				
			令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み			3	11	11	11	10	10
② 確保 方策	特定教育・ 保育施設	認定こども園、 認可保育所		11	11	11	10	10
	特定地域型保育事業			0	0	0	0	0
	合計			11	11	11	10	10
③過不足(②－①)				0	0	0	0	0

【1歳】

(単位:人/年)

			実 績	推 計				
			令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み			19	21	22	21	21	21
② 確保 方策	特定教育・ 保育施設	認定こども園、 認可保育所		21	22	21	21	21
	特定地域型保育事業			0	0	0	0	0
	合計			21	22	21	21	21
③過不足(②－①)				0	0	0	0	0

【2歳】

(単位:人/年)

			実 績	推 計				
			令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み			22	35	27	28	28	28
② 確保 方策	特定教育・ 保育施設	認定こども園、 認可保育所		35	27	28	28	28
	特定地域型保育事業			0	0	0	0	0
	合計			35	27	28	28	28
③過不足(②－①)				0	0	0	0	0

7 地域子ども・子育て支援事業の概要

(1) 利用者支援事業

利用者支援事業の事業類型は、子育て支援事業や保育所等の利用支援と関係機関との連絡調整等を行う「基本型」、いわゆる保育コンシェルジュを町の窓口等に配置する「特定型」、母子保健と児童福祉が連携・協働して、すべての妊産婦及び子どもとその家庭等を対象に相談支援等を行う「こども家庭センター型」の3つがあります。

本町では、子育て世代包括支援センター(里都まち♡なかいネウボラ)において、「こども家庭センター型」の事業を実施してきました。令和7年3月より、「子ども家庭総合支援拠点」(児童福祉)を統合し、新たに「中井町こども家庭センター(なかいネウボラ)」として、相談支援体制を拡充して実施しています。

地域子育て相談機関は、保育所等の子育て支援の施設や場所において、すべての子育て世帯や子どもが身近に相談することができる相談機関のことです。

(2) 地域子育て支援拠点事業

町の子育て支援センターにおいて、乳幼児及びその保護者の交流の場を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行っています。



(3)妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦への健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施しています。

(4)乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境などの把握を行っています。

(5)養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行う事業です。

(6)子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（その他要保護児童等の支援に資する事業）

要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性と、ネットワーク機関間の連携を図る取り組みを実施しています。

(7)子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）

児童を養育する家庭において、保護者の疾病や子育ての疲れなどの理由により、児童の養育が一時的に困難になった場合に、宿泊を伴う「ショートステイ」や夕方から夜間にかけて預かりを行う「トワイライトステイ」などの短期的な預かりを行う事業です。

(8)子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

子育て中の保護者の多様なニーズに応えるため、就学児童の預かりなどの援助を受けることを希望する者（依頼会員）と当該援助を行うことを希望する者（支援会員）との相互援助活動に関する連絡・調整等の支援を行っています。

(9)一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園や保育所等の場所で一時的に預かり、必要な保護を行っています。



(10)病児・病後児保育事業

子どもが病気又は病気の回復期にあって、集団での教育・保育や家庭での保育が困難な場合に、適切な保育環境が確保される施設で一時的に預かる事業です。

(11)放課後児童健全育成事業

保護者が労働などにより昼間家庭にいない、小学校就学児童に対して、放課後児童クラブ（学童保育所）において適切な遊び及び生活の場を提供する事業です。令和6年度現在、中村小学校学童保育所と井ノ口小学校学童保育所の2か所を開設して実施しています。

(12)実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況などを勘案して、保育園等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。「中井町実費徴収に係る補足給付事業補助金交付要綱」を基に、対象者に補助金を交付しています。

(13)多様な事業者の参入促進・能力活用事業

新規事業者が事業を円滑に運営していくことができるよう、支援、相談・助言、さらには、他の事業者の連携施設のあっせん等を行う事業です。本事業では、随時、事業者との相談対応を実施しています。



(14)子育て世帯訪問支援事業

保護者による監護が不相当と認められる児童の保護者、若年妊婦、支援を要するヤングケアラー等、対象世帯を訪問し、家事支援や育児・養育支援、相談・助言等を行う事業です。



(15)児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に、居場所となる場を開設し、生活習慣の形成や学習サポート、進路等の相談支援、食事の提供等、個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供する事業です。

(16)親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言、同じ悩みや不安を抱える保護者同士の情報交換の場を設ける等、必要な支援を行う事業です。

(17)妊婦等包括相談支援事業

①妊娠届出時、②妊娠8か月前後、③出生届出から乳児家庭全戸訪問までの間、これらの3つのタイミングで面談を実施し、妊娠期から子育て期までの切れ目のない伴走型支援を図る事業です。

(18)産後ケア事業

産後も安心して子育てができるよう、退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等の支援体制を作るもので、病院・助産所の空き病床を活用する宿泊型、日中来所した利用者を対象とするデイサービス型、担当者が自宅まで出向く訪問型があります。

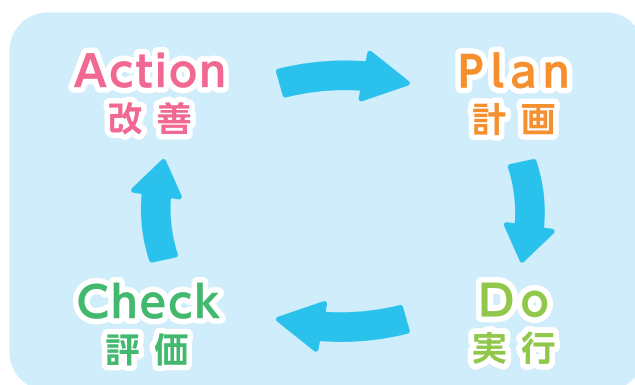
(19)乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業等に通っていない0歳6か月～満3歳未満の児童を対象に、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に保育所等を利用できる事業です。

8 計画の点検・評価

計画策定後も、庁内計画推進組織及び子ども・子育て会議において、毎年度の計画の進捗状況を把握し、点検・評価を行うことにより、PDCAサイクルに基づく進捗管理を行っていきます。

点検・評価にあたっては、各施策・事業の優先度の調整や事業内容の改善を図り、必要に応じて、本計画の見直しも行うなど、今後の取り組みに活かしていくこととします。



なかまる

中井町第三期子ども・子育て支援事業計画 <概要版> 令和7年3月発行

発行 中井町 編集 中井町福祉課
〒259-0197 神奈川県足柄上郡中井町比奈窪56番地
TEL(0465)81-5548(直通) FAX(0465)81-5657
<https://www.town.nakai.kanagawa.jp>